

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

府省庁名 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）

No	7		
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	認定 NPO 法人等に対する現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化と特定買換資産の特例措置の適用		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                  特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（以下 NPO 法）第 44 条及び第 45 条に定める認定特定非営利活動法人および NPO 法 58 条に定める特例認定特定非営利活動法人</p> <p>・ 特例措置の内容                  認定 NPO 法人等※1 への現物寄附が、公益の増進に資することが確保されている等の一定の要件を満たすものについては、公益社団法人及び公益財団法人等に倣い、国税庁長官の承認手続きを簡素化するよう要望するとともに、寄附を受けた認定 NPO 法人等がその寄附財産を譲渡し、買換資産を取得する場合、公益の増進に資することが確保されている等の一定の要件を満たすものについては、公益社団法人及び公益財団法人等に倣い※2、その非課税承認を継続することを要望する。</p> <p>また、上記非課税承認の継続対象となる譲渡資産は、一般特例によって承認を受けた資産に加え、承認特例によって非課税となった資産も同様に継続対象とすることを要望する。</p> <p>※1 認定 NPO 法人等とは、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（以下 NPO 法）第 44 条及び第 45 条に定める認定特定非営利活動法人及び NPO 法第 58 条に定める特例認定特定非営利活動法人をいう。                  ※2 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附については、寄附財産が、承認要件を満たすものであることを証明する書類が提出された場合、申請書類提出の日から 1 か月以内に当該申請の承認があったものとみなされる特例が設けられている（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項及び第 8 項）。</p>		
関係条文	租税特別措置法第 40 条		
減収見込額	[初年度]	（ - ）	[平年度] （ - ）
	[改正増減収額]	-	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的                  認定 NPO 法人等への資産の寄附・遺贈を促進し、特定非営利活動の拡大を通じた公益の増進に寄与する。</p> <p>（2）施策の必要性                  特定非営利活動法人（以下 NPO 法人）は、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等の様々な分野において、地域における社会的課題解決のための活動を行う重要な担い手となっている。しかし、NPO 法人は特定非営利活動を目的とするため、営利法人に比べ、収益を上げて財政基盤を固めることは難しく、NPO 法人の活動継続のためには、特に寄附の増加が課題となっている。</p> <p>現在、NPO 法人への評価性資産寄附に関しては「寄附が公益の増進に著しく寄与すること、寄附した財産が寄附日から 2 年以内に寄附を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供されること」などを国税庁長官が承認することが、みなし譲渡所得税の非課税要件となっているが、この要件を満たすために NPO 法人内での手続きに時間や手間がかかることから、その間に寄附者より寄附の提案を取り下げられるケースがあり、現物資産の寄附促進の障害となっているという指摘がある。また、当該資産の買換えを行う際には、その非課税措置が継続されないことから、NPO 法人において現物資産の寄附促進の障害となっているという指摘がある。</p>		

	<p>そこで、認定 NPO 法人等への評価性資産寄附を促進するために、寄附された資産が特定非営利活動の促進に用いられることが担保される場合には、当該承認手続きの簡素化等の特例を認めることが必要である。</p> <p>また、寄附された上記非課税措置の対象資産を譲渡し、買換資産を取得する場合、特定非営利活動の促進に用いられることが担保されるなど一定要件を満たすときには、引き続き非課税措置を受けることができるような施策が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定） 第 2 章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり 5. 重要課題への取組 (6) 暮らしの安全・安心 ⑦ 共助社会・共生社会づくり 特定非営利活動促進法が施行され 20 年を経たことに伴う課題を踏まえ、NPO 法人の活動の活性化に向けた環境整備を図るとともに、寄附の促進に向けた取組を進めるほか、ボランティア参加者の拡大や官民連携による協働（コレクティブインパクト）の促進等による多様な担い手の参画を促進し、これらを通じ、共助社会の実現を図る。</p> <p>政策評価体系における本措置の位置づけ （政策 3－施策⑥）市民活動の促進</p>
	政策の達成目標	認定 NPO 法人等への資産の寄附・遺贈を促進し、認定 NPO 法人等の経営基盤の強化を図ることにより、民間の公益活動を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	NPO 法人への評価性資産の寄附に関しては「寄附が公益の増進に著しく寄与すること、寄附した財産が、寄附日から 2 年以内に寄附を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供されること」などを国税庁長官が承認することが、みなし譲渡所得税の非課税要件となっているが、この要件を満たすために NPO 法人内での手続きに時間や手間がかかることから、その間に寄附者より寄附の提案を取り下げられるケースがある。また、受け入れる現物資産を法人において直接活用することが難しく、寄附の受け入れを断るケースがあり、現物資産の寄附を阻害する一因となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	認定特定非営利活動法人 1,064 法人 特例認定特定非営利活動法人 42 法人 (2019 年 4 月現在)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	認定 NPO 法人等への資産の寄附・遺贈の増加が見込まれ、現物寄附の受け入れが容易になる仕組みが構築されることにより、認定 NPO 法人等による現物寄附の積極的な受入れが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>(所得税) 個人が認定 NPO 法人に対し、その認定 NPO 法人等の行う NPO 法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、寄附金控除（所得控除）又は寄附金特別控除（税額控除）のいずれかの控除を選択できる（所得税法第 78 条②、租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 ①②）</p> <p>(個人住民税) 認定 NPO 法人等に対する特定寄附金又は個人が NPO 法人の行う NPO 法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができる（地方税法第 37 条の 2、第 314 条の 7）。</p>
	ページ	7 — 3

相 当 性		<p>(法人税)</p> <p>法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められる。</p> <p>なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められる（法人税法 37④、租税特別措置法 66 の 11 の 2②）。</p> <p>(相続税)</p> <p>相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に参入されない。</p> <p>ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2 年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には適用されない。なお、同制度は特例認定 NPO 法人には適用されない（租税特別措置法 70①②⑩）</p> <p>(認定 NPO 法人のみなし寄附金制度)</p> <p>認定 NPO 法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされる。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となる。なお、みなし寄附金制度は特例認定 NPO 法人には適用されない（法人税法第 37 条 ⑤、法人税施行令第 73 条①、法人税施行規則第 22 条の 4、租税特別措置法第 66 条の 11 の 2①）。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	<p>NPO 法人は、市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的として設立されるものであり、特に、認定 NPO 法人等は、NPO 法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資するもので一定の基準に適合した法人を認定していることから、高い公共性を有するものである。</p> <p>一方、NPO 法人に対して評価性資産寄附を行おうとする際には、2 年以内に必ず公共目的事業の用に直接供さなければ、寄附者が課税対象になるため、NPO 法人内での手続きに時間や手間がかかり、寄附者がその間に寄附を取り下げるケースもみられるとともに、受け入れる現物資産を法人において直接活用することが難しいことから、NPO 法人が寄附の受け入れに慎重にならざるを得ない状況が生じている</p> <p>すでに公益社団法人、公益財団法人、国立大学法人等、学校法人、社会福祉法人は、一定の要件を満たす場合に、承認手続きが簡素化される承認特例対象法人とされているが、認定 NPO 法人等もこの承認特例対象法人に含めることで、認定 NPO 法人等の寄附の確保・増加に向けた自助努力を支援することになり、所期の政策目的の達成に資するものである。</p>	
ページ	7 — 4	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—